

<募集要項等に関する質問に対する回答(令和5年9月22日回答分)>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	7	2.6.5.					運営業務のうち、市が実施するもの	市が実施する運営業務として、「配送校配膳室改修業務」が挙げられていますが、配膳室に必要な什器・備品一式の調達・設置も市の業務になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	募集要項	8	2.9.					事業の実施スケジュール	維持管理・運営期間の終期を3月ではなく、7月としている理由をご教示ください。	次期運営業務への引継ぎ等を考慮し、維持管理・運営期間の終期を1学期末となる7月としています。
3	募集要項	8	2.10.					事業スキーム	維持管理企業と運営企業とで特定委託業務共同企業体を結成させる、主な意図をご教示ください。	維持管理・運営業務は、維持管理企業と運営企業が協働して実施することから、特定委託業務共同企業体の結成を要件としました。
4	募集要項	16	3.4.4.	(3)				個別対話の位置づけ等	個別対話の内容は、選定委員会に情報共有されるのでしょうか。	選定委員会には個別対話の概要(参加者数や主な意見など)については、市から説明しますが詳細は報告しません。ただし、選定委員より要望があれば、個別対話結果の詳細を報告する場合があります。
5	募集要項	18	3.4.5	(2)	カ	(イ)			様式集 様式43 と記載がありますが、様式44-1~4ではありませんか？	提案価格書は様式集 様式43となります。様式44-1~4は様式43の内訳という位置づけになります。
6	募集要項	18	3.4.5	(2)	カ	(イ)			提案価格には、物価変動率を見込まないと記載がありますが、支払い時には様式44-1~4の記載の金額に物価変動率を含めた金額が支払われると考えてよろしいですか？	物価変動に伴う対価の改定は、建設工事請負契約書(案)第26条及び維持管理・運営業務委託契約書(案)第36条に規定に基づき実施します。
7	募集要項	18	3.4.5.	(2)	カ	(イ)		提案価格の記載	「なお維持管理・運営対価の消費税及び地方消費税については、固定料金・変動料金の別に維持管理・運営業務委託契約書(案)別紙4-2に示す各回(86回)の支払いに応じて算出」とありますが、各回の支払いの際に消費税計算(端数処理等)を行うという理解で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	募集要項	19	3.5.3	(3)				優先交渉権者を決定しない場合の措置	「事業者として適切ではないと判定された場合(総合評価値が1,000点中600点未満の場合)は、本プロポーザルは成立しないものとする。」とありますが、成立しない状況となった場合、速やかに再公募を実施する流れとなるのかご教示ください。	本プロポーザルが成立しない状況となった後の対応については、その時点で市が判断します。
9	募集要項	20	3.6.1					契約の締結	契約は、公募書類の「契約関係書類」に基づいて行うと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 基本協定書(案)、設計・工事監理業務委託契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、維持管理・運営業務委託契約書(案)に基づき契約手続きを進めます。
10	募集要項	20	3.6.2					基本協定の締結	優先交渉者決定後でも、建設工事請負契約の本契約の締結までは、指名停止等により、競争参加資格要件を満たさなくなったときは、仮契約の効力を失い、場合によっては基本協定を解除されることもあると理解してよろしいでしょうか？その場合受注者は基本協定書による違約金の支払いが生じるのでしょうか？	ご理解のとおりです。 優先交渉者決定から基本協定締結までは募集要項3.6.2.、基本協定書締結から維持管理・運営委託契約締結までは基本協定書(案)第14条第3,4,6項に規定しています。
11	募集要項	20	3.6.2					基本協定の締結	「優先交渉権者の事由により基本協定を締結できない場合は、建設工事請負契約の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することがある。」と記載されておりますが、指名停止等により基本協定の締結に至らなかった場合は、当該違約金の対象外となる理解で宜しいでしょうか。	競争参加資格を欠いた場合であって、優先交渉権者の決定を取り消された場合は、「優先交渉権者の事由」に該当し、違約金の対象になります。
12	募集要項	20	3.6.5	(2)				支払方法	建設請負契約について契約限度額は設けられているのでしょうか？また、年度により支払限度額があるのでしょうか？各限度額が設定される場合、各限度額をご教示ください。	令和6年度(令和5年度分を含む)、令和7年度の支払限度額は、優先交渉権者の提案に基づき、市と優先交渉権者の協議により決定します。
13	募集要項	20	3.6.5.	(1)				支払方法	設計業務は令和6年度に設計成果物が完成し、市の検査に合格した場合であっても完成払いは行わない。と記載がありますが、設計業務完了時の支払い条件をご教示ください。	設計業務完了時に支払いについては、設計・工事監理業務委託契約書(案)第39条の2に規定する部分払いによる請求が可能です。 なお、最終の設計業務対価の支払いは、設計・工事監理業務完了時となります。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
14	募集要項	21	3. 6.5	(3)	b)			維持管理・運營業務費	「維持管理・運營業務開始後から維持管理・運営期間にわたって年6回支払うもの」と御座いますが、2ヶ月分に纏めて支払うイメージでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	募集要項	21	3.6.5.	(3)	b)			維持管理・運營業務費	維持管理・運營業務費は、「維持管理・運営期間にわたって年6回支払う」とありますが、固定料金は、各回(86回)全て同額となりますか。それとも、維持管理・運營業務に関する提案内容により、年度毎に異なる金額を計上することができるのでしょうか。	固定料金を各年度で同額とする必要はありません。
16	様式集	様式13, 14-1, 15						様式13 様式14-1 様式15	各共同企業体協定書の第8条に出資割合の記載がありますが、本事業は、DBO方式であり出資は発生しないのではないのでしょうか。	様式13、様式14-1、様式15は事業方式とは関係なく、共同企業体としての出資の割合となります。
17	様式集	様式13, 14-1, 15						様式13 様式14-1 様式15	各共同企業体協定書の第8条に出資割合の記載がありますが、役割分担割合を記載するのでしょうか。その場合、見積は、参加資格が取れてからになりますので、記載できないのではないのでしょうか。	前段の出資の割合については、No.16を参照してください。後段については、共同企業体の結成が参加資格要件となっているため、競争参加資格審査書類提出時点で想定される出資割合を記載してください。出資割合が変更となる場合は、優先交渉権者決定後に、市と優先交渉権者で協議の上、対応を決定します。
18	様式集	様式13, 14-1, 15						様式13 様式14-1 様式15	各共同企業体協定書の第12条から第14条は、仮に共同企業体の決算は、作成できても、利益金配当や欠損金負担は存在しないのではないのでしょうか。	共同企業体の決算内容によるため、回答できません。
19	様式集	様式14-2						様式14-2	調理設備企業が共同企業体の場合、本様式である乙型を使用する事で間に合うかと思いますが、その理解でよろしいでしょうか。また、仮に設備分野を乙型JVにした場合、調理設備企業の協定書も同じ様式に記すことで問題は発生しませんでしょうか。	調理設備企業は、建設企業とともに特定建設工事共同企業体を組成してください。甲型(様式14-1)、乙型(様式14-2)は、参加者が結成する共同企業体に応じて選択してください。
20	様式集	様式14-2						様式14-2	本様式の最終ページに、分担工事額を記載するようになっていますが、参加表明時は、まだ、積算等できていませんので、この部分は、提出せず、提案書提出の際でよろしいでしょうか。	共同企業体の結成が参加資格要件となっているため、競争参加資格審査書類提出時点で想定される分担工事額を記載してください。分担工事額が変更となる場合は、優先交渉権者決定後に、市と優先交渉権者で協議の上、対応を決定します。
21	様式集	様式15						様式15	スキームとして、代表企業が全ての責任を担うことを前提とし、業務分担を明確に行い、一次リスクを各企業分に持てることを考えた場合、本様式の提出を提案書提出の際でもよろしいでしょうか。	共同企業体の結成が参加資格要件となっているため、競争参加資格審査書類提出時点で想定される業務分担等により様式15を作成してください。出資割合等が変更となる場合は、優先交渉権者決定後に、市と優先交渉権者で協議の上、対応を決定します。
22	様式集	様式13, 14-1, 14-2, 15						様式13 様式14-1 様式14-2 様式15	共同企業体協定書について、求められている内容を少しでも多く記載するため、参加表明時ではなく、提案書提出でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	No.17,20,21を参照してください。